

事業契約書（案） 新旧対照表

	旧	新	備 考
第 12 条第 1 項	<p>乙は、第 19 条に基づく「現宿舍」の解体・撤去作業に着手するときから、「本件施設」が完成し「新宿舍」への入居が可能となるまでの間、「要求水準書」及び「入札参加者提案」に従い、自己の費用と責任において「仮宿舍」を確保し、提供するものとする。</p>	<p>乙は、第 19 条に基づく「現宿舍」の解体・撤去作業に着手するときから、「本件施設」が完成し「新宿舍」への入居が可能となるまでの間、「要求水準書」及び「入札参加者提案」に従い、自己の費用と責任において「仮宿舍」を確保し、<u>甲</u>に提供するものとする。</p>	
第 3 項	<p>乙は、「現宿舍」の入居者が速やかに「仮宿舍」に移転することができるよう、必要な一切の引越し業務を、乙の費用負担で行うものとする。なお、具体的な移転の日取り、方法等は<u>甲の指示に従うものとする。</u></p>	<p>乙は、「現宿舍」の入居者が速やかに「仮宿舍」に移転することができるよう、必要な一切の引越し業務を、乙の費用負担で行うものとする。なお、具体的な移転の日取り、方法等は<u>甲乙協議の上、甲が決定するものとする。</u></p>	
第 22 条第 2 項	<p>前項に従い甲の請求により乙が設計変更を行う場合、当該変更により乙に追加的な費用（設計費用及び建設工事費のほか、将来の維持、修繕及び更新にかかる費用、並びに金融費用を含むが、合理的な範囲に限られる。）が発生したときは、甲が当該費用を負担するものとし、費用の減少が生じたときには、第 61 条に定める「サービス対価」の支払額を減額するものとする。ただし、「民間施設」又は「共用部分」に関する費用の増減については、<u>甲乙の負担割合は協議により定めるものとする。</u></p>	<p>前項に従い甲の請求により乙が設計変更を行う場合、当該変更により乙に追加的な費用（設計費用及び建設工事費のほか、将来の維持、修繕及び更新にかかる費用、並びに金融費用を含むが、合理的な範囲に限られる。）が発生したときは、甲が当該費用を負担するものとし、費用の減少が生じたときには、第 61 条に定める「サービス対価」の支払額を減額するものとする。ただし、<u>かかる減額の具体的な金額及び「民間施設」又は「共用部分」に関する費用の甲乙の負担割合は協議により定めるものとする。</u></p>	
第 29 条第 4 項	<p>乙は、工期中に乙が行う「本件施設」の検査又は試験のうち<u>主要なもの</u>について、事前に甲に対して通知するものとする。なお、甲は、当該検査又は試験に立ち会うことができるものとする。</p>	<p>乙は、工期中に乙が行う「本件施設」の検査又は試験のうち<u>住宅性能に及ぼす影響の大きな項目に関するもの（ただし、その具体的な細目は甲乙の協議により決定するものとする。）</u>について、事前に甲に対して通知するものとする。なお、甲は、当該検査又は試験に立ち会うことができるものとする。</p>	
第 32 条第 2 項	<p>甲は、前項に定める検査により「本件施設」が本契約、「入札説明書等」、「実施設計図書」及び「入札参加者提案」に従っており「要求水準書」の内容を充たしていると認められるときは、<u>建設工事完了の承認</u>を行わなければならない。</p>	<p>甲は、前項に定める検査により「本件施設」が本契約、「入札説明書等」、「実施設計図書」及び「入札参加者提案」に従っており「要求水準書」の内容を充たしていると認められるときは、<u>建設工事の完工の確認</u>を行わなければならない。</p>	

	旧	新	備 考
第 35 条第 2 項	(新設)	「本件土地」の瑕疵又は不可抗力に起因して「本件施設」の建設工事の工期が変更される場合は、甲は、当該変更への対応に要する合理的な増加費用を負担するものとする。ただし、「共用部分」に関する費用については、「本件施設」における甲乙各々の専有部分の床面積の割合により按分するものとし、「民間施設」に関する費用については、乙が負担するものとする。	
第 3 項	(新設)	甲の責に帰すべき事由（入居者の故意又は過失を含む。）によって「本件施設」の建設工事の工期が変更される場合は、甲は、当該変更への対応に要する合理的な増加費用を負担するものとする。	
第 4 項	(新設)	乙の責に帰すべき事由によって「本件施設」の建設工事の工期が変更される場合は、乙は、当該変更への対応に要する費用を負担するものとする。	
第 37 条第 3 項	第 1 項に規定する損害(乙が善良なる管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。)のうち、「新宿舍」にかかるもの及び「共用部分」にかかるもののうち「本件施設」に占める「新宿舍」の床面積の割合に相当する金額については、本契約別紙 12 に規定する「施設購入費」の総額の 1%を超える部分について合理的範囲で甲が負担するものとし、その余は乙が負担するものとする。ただし、乙が不可抗力の発生により、 <u>第 83 条第 2 項の保険の保険金を受領する場合で、当該保険金の金額が「施設購入費」の 1%を超える場合には、当該超過金額は甲が負担すべき金額から控除するものとする。</u>	第 1 項に規定する損害(乙が善良なる管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。)のうち、「新宿舍」にかかるもの及び「共用部分」にかかるもののうち「本件施設」に占める「新宿舍」の床面積の割合に相当する金額については、本契約別紙 12 に規定する「施設購入費」の総額の 1%を超える部分について合理的範囲で甲が負担するものとし、その余は乙が負担するものとする。ただし、乙が不可抗力の発生により、 <u>「新宿舍」の保全に関する保険の保険金を受領する場合で、当該保険金の金額が「施設購入費」の 1%を超える場合には、当該超過金額は甲が負担すべき金額から控除するものとする。</u>	
第 4 項	(新設)	本契約が不可抗力により解除された場合には、前項の規定は適用されず、第 67 条が適用されるものとする。	
第 38 条第 3 項	乙は、「本件施設」の建設工事の着工までに第 1 項の履行保証保険契約を締結するものとする。	乙は、「本件施設」の建設工事の着工までに第 1 項の履行保証保険契約を締結するものとする。 <u>乙自身がかかる保険契約を締結しない場合は、乙は、「建設企業」をして、「本件施設」の建設工事の着工までにかかる保険契約を締結させるものとする。</u>	

	旧	新	備考
第 42 条	乙は、「新宿舍」の甲への引渡し後、「仮宿舍」の入居者が速やかに「新宿舍」に移転することができるよう、必要な一切の引越し業務を、乙の費用負担で行うものとする。なお、具体的な移転の日取り、方法等は <u>甲の指示に従うものとする。</u>	乙は、「新宿舍」の甲への引渡し後、「仮宿舍」の入居者が速やかに「新宿舍」に移転することができるよう、必要な一切の引越し業務を、乙の費用負担で行うものとする。なお、具体的な移転の日取り、方法等は <u>甲乙協議の上、甲が決定するものとする。</u>	
第 47 条第 2 項	(新設)	甲は、「本件施設」の区分所有者として、乙との十分な協議の後、「本件施設」(ただし、「民間施設」を除く。)を増築し、改築し、修繕し、模様替えにより改変し、又は取り壊すことができる。ただし、かかる増築等により乙が行うべき「維持管理業務」の内容が影響を受ける場合には、甲と乙は、「維持管理・運営支援費」の見直しを協議するものとする。	
第 52 条第 1 項	「新宿舍」及び「共用部分」の瑕疵等に起因して「維持管理期間」中に第三者に損害(ただし、第 83 条第 1 項に規定のある乙が加入した保険により補填されるものを除く。)を与えた場合には、次の各号のいずれの事由によるかに応じて、それぞれの号に掲げる者が対応し、必要な費用を負担しなければならない。 (1) 甲の責に帰すべき事由 甲 (2) 乙の責に帰すべき事由 乙 (3) 不可抗力 甲	「新宿舍」及び「共用部分」の瑕疵等に起因して「維持管理期間」中に第三者に損害(ただし、第 83 条第 1 項に規定のある乙が加入した保険により補填されるものを除く。)を与えた場合には、次の各号のいずれの事由によるかに応じて、それぞれの号に掲げる者が対応し、必要な費用を負担しなければならない。 (1) 甲の責に帰すべき事由(入居者の故意・過失を含む。) 甲 (2) 乙の責に帰すべき事由 乙 (3) 不可抗力 甲	
第 53 条第 3 項	乙は、本契約の終了に至るまで、毎月、当該月の末日から 7 日以内に、当該月の「維持管理業務」の実施状況を業務日誌に基づき記載した月次の業務報告書を甲に提出して、履行確認を受けなければならない。かかる業務報告書の記載事項は、本契約別紙 10 のとおりとする。	乙は、本契約の終了に至るまで、毎月、当該月の末日から 7 日以内(ただし、 <u>甲が期間延長を承諾した場合にはこの限りではない。</u>)に、当該月の「維持管理業務」の実施状況を業務日誌に基づき記載した月次の業務報告書を甲に提出して、履行確認を受けなければならない。かかる業務報告書の記載事項は、本契約別紙 10 のとおりとする。	
第 54 条	<u>甲は、「契約期間」の終了の 14 日前までに「新宿舍」の状態を検査し、その結果を甲に報告するものとする。</u>	<u>乙は、「契約期間」の終了の 14 日前までに「新宿舍」の状態を検査し、その結果を甲に報告するものとする。かかる検査の内容については、乙との協議の上、甲が指定するものとする。</u>	

	旧	新	備 考
第 59 条	<p>「運営支援業務」の実施に関して第三者に損害（ただし、第 83 条第 1 項に規定のある乙が加入した保険により補填されるものを除く。）を与えた場合には、次の各号のいずれの事由によるかに応じて、それぞれの号に掲げる者が対応し必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>(1) 甲の責に帰すべき事由 甲 (2) 乙の責に帰すべき事由 乙 (3) 不可抗力 甲</p>	<p>「運営支援業務」の実施に関して第三者に損害（ただし、第 83 条第 1 項に規定のある乙が加入した保険により補填されるものを除く。）を与えた場合には、次の各号のいずれの事由によるかに応じて、それぞれの号に掲げる者が対応し必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>(1) 甲の責に帰すべき事由（<u>入居者の故意・過失を含む。</u>） 甲 (2) 乙の責に帰すべき事由 乙 (3) 不可抗力 甲</p>	
第 60 条第 3 項	<p>乙は、本契約の終了に至るまで、毎月、当該月の末日から 7 日以内に、当該月の「運営支援業務」の実施状況及び「運営支援業務要求水準」に規定されるその他の事項を、業務日誌に基づき記載した月次の業務報告書を甲に提出して、履行確認を受けなければならない。</p>	<p>乙は、本契約の終了に至るまで、毎月、当該月の末日から 7 日以内（<u>ただし、甲が期間延長を承諾した場合にはこの限りではない。</u>）に、当該月の「運営支援業務」の実施状況及び「運営支援業務要求水準」に規定されるその他の事項を、業務日誌に基づき記載した月次の業務報告書を甲に提出して、履行確認を受けなければならない。</p>	
第 63 条第 3 項	<p>乙は、前項に従い「新宿舍」の管理を引き継ぐに当たっては、通常の業務運営に支障のない状態を基準として、設備機器並びに什器・備品等の改修又は更新の必要性を検討し、「新宿舍」自体とあわせて<u>良好な状態</u>で引き継ぐこととする。</p>	<p>乙は、前項に従い「新宿舍」の管理を引き継ぐに当たっては、通常の業務運営に支障のない状態を基準として、設備機器並びに什器・備品等の改修又は更新の必要性を検討し、「新宿舍」自体とあわせて<u>要求水準を充たした状態</u>で引き継ぐこととする。</p>	
第 64 条第 2 項	<p>前項第 1 号及び第 3 号に規定されるとき以外で、乙が本契約上の義務を履行せず、甲が相当の期間を<u>定めても</u>なお乙が履行しないときは、甲は、本契約を解除することができる。</p>	<p>前項第 1 号<u>ないし</u>第 3 号に規定されるとき以外で、乙が本契約上の義務を履行せず、甲が相当の期間を<u>定めて催告しても</u>なお乙が履行しないときは、甲は、本契約を解除することができる。</p>	
第 6 項	<p>甲は、「本事業」の必要がなくなった場合又は「新宿舍」の転用が必要となった場合には、<u>60 日</u>以上前に乙に通知することにより、本契約を解除することができる。</p>	<p>甲は、「本事業」の必要がなくなった場合又は「新宿舍」の転用が必要となった場合には、<u>180 日</u>以上前に乙に通知することにより、本契約を解除することができる。</p>	

	旧	新	備考
第 66 条第 3 項	<p>不可抗力又は法令変更により、「維持管理業務」・「運営支援業務」の一部について乙が「維持管理業務要求水準」又は「運営支援業務要求水準」の要求を充たして業務を実施することができなくなった場合、それらの要求水準を充たして業務を実施するために追加の作業、人員又は器具等のための費用が必要な場合又は要求水準の変更が必要な場合、甲及び乙は、要求水準の変更及び「サービス対価」の変更について協議を行うものとする。かかる協議が協議開始のときより 60 日以内に整わなかった場合には、甲又は乙は、当該法令変更により影響を受ける部分の業務に関して本契約の一部を解除することができる。この場合、一部解除による清算、補償等はないものとする。</p>	<p>不可抗力又は法令変更により、「維持管理業務」・「運営支援業務」の一部について乙が「維持管理業務要求水準」又は「運営支援業務要求水準」の要求を充たして業務を実施することができなくなった場合、それらの要求水準を充たして業務を実施するために追加の作業、人員又は器具等のための費用が必要な場合又は要求水準の変更が必要な場合、甲及び乙は、要求水準の変更及び「維持管理・運営支援費」の変更について協議を行うものとする。かかる協議が協議開始のときより 60 日以内に整わなかった場合には、甲又は乙は、当該法令変更により影響を受ける部分の業務に関して本契約の一部を解除することができる。この場合、一部解除による清算、補償等はないものとする。</p>	
第 4 項	<p>不可抗力又は法令変更により「維持管理業務」又は「運営支援業務」の一部を実施できなかった場合、甲は、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用を控除した上で「サービス対価」を支払うものとする。</p>	<p>不可抗力又は法令変更により「維持管理業務」又は「運営支援業務」の一部を実施できなかった場合、甲は、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用を控除した上で「維持管理・運営支援費」を支払うものとする。</p>	
第 5 項	<p>甲又は乙が、法令変更又は技術革新等により、「サービス対価」の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の変更が可能であると認めるときは、甲又は乙は、相手方に対し「サービス対価」の減額を目的とした協議を行うことを求めることができる。</p>	<p>甲又は乙が、法令変更又は技術革新等により、「維持管理・運営支援費」の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の変更が可能であると認めるときは、甲又は乙は、相手方に対し「維持管理・運営支援費」の減額を目的とした協議を行うことを求めることができる。</p>	
第 6 項	<p>法令の変更があった場合でも、法令変更に基づく設計変更による場合及び前項の規定による場合以外に「サービス対価」の変更は行わない。</p>	<p>法令の変更があった場合でも、法令変更に基づく設計変更による場合、本条第 3 項による場合及び前項の規定による場合以外に「維持管理・運営支援費」の変更は行わない。</p>	
第 67 条第 1 項	<p>第 65 条ないし第 66 条の規定により本契約が解除された場合において、当該解除が第 39 条による「新宿舍」の引渡し前であるときは、乙は、「本件施設」の出来形部分を甲に譲渡し、甲は、その対価として乙に対し、「本件施設」の出来形相当分の金額及びその他の合理的費用を支払うものとする。この場合、甲は、かかる対価を、予算の範囲内で、支払時点までの利息を付した一括又は分割払いにより乙に支払うものとする。</p>	<p>第 64 条ないし第 66 条の規定により本契約が解除された場合において、当該解除が第 39 条による「新宿舍」の引渡し前であるときは、乙は、「本件施設」の出来形部分を甲に譲渡し、甲は、その対価として乙に対し、「本件施設」の出来形相当分の金額及びその他の合理的費用を支払うものとする。この場合、甲は、かかる対価を、予算の範囲内で、支払時点までの利息を付した一括又は分割払いにより乙に支払うものとする。</p>	

	旧	新	備考
第2項	<p>第65条ないし第66条の規定により本契約が解除された場合において、当該解除が「新宿舍」の引渡し後であるときは、本契約は将来に向かって終了するものとし、甲は、「新宿舍」の所有権を引き続き保有するものとする。又、甲は、当該解除時における「施設購入費」の未払い残額を、予算の範囲内で、支払時点までの利息を付した一括又は分割払いにより乙に支払うものとする。</p>	<p>第64条ないし第66条の規定により本契約が解除された場合において、当該解除が「新宿舍」の引渡し後であるときは、本契約は将来に向かって終了するものとし、甲は、「新宿舍」の所有権を引き続き保有するものとする。又、甲は、当該解除時における「施設購入費」の未払い残額を、予算の範囲内で、支払時点までの利息を付した一括又は分割払いにより乙に支払うものとする。</p>	
第3項	<p>本契約の解除が甲の責に帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令変更に基づく場合、乙は、甲に対し、第1項又は第2項に定めるほか、当該解除により生じた損害の賠償請求をすることができる。ただし、当該解除が不可抗力又は法令変更に基づく場合の損害額は、当該解除により乙に発生した合理的な追加費用額と同額とみなす。</p>	<p>本契約の解除が甲の責に帰すべき事由、「本件土地」の瑕疵、埋蔵文化財の発見、不可抗力又は法令変更に基づく場合、乙は、甲に対し、第1項又は第2項に定めるほか、当該解除により生じた損害の賠償請求をすることができる。ただし、当該解除が甲の責に帰すべき事由による場合以外の場合の損害額は、当該解除により乙に発生した合理的な追加費用額と同額とみなす。</p>	
第4項	<p>第1項の規定にかかわらず、「新宿舍」の建設進捗程度から見て「本件土地」の原状回復（第20条に規定する完了報告書に記載された状態に回復することをいう。以下同じ。）が社会通念上合理的であると認められる場合、甲は、乙に対し、「本件土地」を原状回復するよう請求できる。かかる場合において、本契約の解除の原因が甲の責に帰すべき事由、不可抗力又は法令変更に基づく場合、甲がその費用を負担するものとし、乙の責に帰すべき事由に基づく場合、乙がその費用を負担するものとする。</p>	<p>第1項の規定にかかわらず、「新宿舍」の建設進捗程度から見て「本件土地」の原状回復（第20条に規定する完了報告書に記載された状態に回復することをいう。以下同じ。）が社会通念上合理的であると認められる場合、甲は、乙に対し、「本件土地」を原状回復するよう請求できる。かかる場合において、本契約の解除の原因が甲の責に帰すべき事由であるときは、甲がその費用を負担するものとし、乙の責に帰すべき事由であるときは、乙がその費用を負担するものとする。又、不可抗力又は法令変更による場合は、「本件施設」における甲乙各々の専有部分の床面積の割合により按分して甲乙各自で負担するものとする。</p>	
第6項	<p>第64条第7項の規定により甲が本契約を解除した場合、乙は、これに因って生じた損失につき、甲に対し、国有財産法第24条第2項に従いその補償を認めることができる。</p>	<p>第64条第6項及び第7項の規定により甲が本契約を解除した場合、乙は、これに因って生じた損失につき、甲に対し、国有財産法第24条第2項に準じて、又はこれに従いその補償を認めることができる。</p>	
第7項	<p>(新設)</p>	<p>第64条第6項及び第65条第2項の規定により甲が本契約を解除した場合、甲は、「民間施設」を乙から購入することを前提とした協議を乙と行うものとする。</p>	
第68条第3項	<p>(新設)</p>	<p>第1項の場合において、甲が被った損害の額が違約金の額を超過する場合は、甲は、かかる超過額について乙に賠償を求めることができる。</p>	

	旧	新	備考
第73条第1項	乙は、予め甲の承諾を得なければ、本契約にかかる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。	乙は、予め甲の承諾を得なければ、本契約にかかる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。 <u>ただし、甲は、合理的な理由なくしてかかる承諾を留保又は拒絶しないものとする。</u>	
第75条第5項	乙は、「民間施設」の当初のテナントについては「民間施設」の営業開始の〔 〕日前までに甲に通知しなければならない。又、「民間施設」のテナントに変動があったときは、速やかに甲に報告しなければならない。	乙は、「民間施設」の当初の賃借人（ <u>転借人がいる場合にはこれを含む。以下同じ。</u> ）については「民間施設」の営業開始の〔 〕日前までに甲に通知しなければならない。又、「民間施設」の賃借人に変動があったときは、速やかに甲に報告しなければならない。	
第77条	乙が、本契約上の義務に違反し、それにより甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対してかかる損害を賠償するものとする。	甲又は乙が、本契約上の義務に違反し、それにより相手方に損害を与えたときは、本契約に別段の定めがない限り、甲又は乙は、相手方に対してかかる損害を賠償するものとする。	
第78条第1項	乙は、本契約の遂行過程で知り得た甲の秘密に属する事項及び入居者に関する情報を他に漏らしてはならない。ただし、入居者の住所又は転出入先に関する情報について、他の入居者、訪問客及び配達人に対しその案内に必要な範囲で示すことができる。	甲及び乙は、互いに本事業の遂行過程で知り得た相手方の秘密に属する事項（相手方の業務を受託し又は請負うものの秘密に属する事項を含む。）を自己の役員及び従業員又は自己の代理人及びコンサルタント以外の第三者に漏らし、又、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、開示する事項が以下のいずれかに該当する場合はこの限りでない。なお、本条において秘密に属する事項とは、文書、口頭及び物品を問わず一方当事者により他方当事者に対して開示された、本事業に関するあらゆるデータ及び情報のうち、本契約締結時に既に公知又は既知のものを除いたものをいう。 (1) 本契約締結後に甲及び乙の責めに帰すべからざる事由により公知となったもの (2) 甲又は乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に取得したもの (3) 法律、政令、規則、条例上の要請又は官公署の命令等により開示を要請されたもの (4) 甲又は乙が相手方より入手した情報を使わずに単独で取得したもの	全面書換え
第2項	甲は、本契約の遂行過程で知り得た乙及び乙の業務を受託し若しくは請け負う者の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。	乙は、乙が「委託業務」遂行のために契約を締結する業務受託者等につき、本契約に基づき乙が負担するのと同様の秘密保持義務を負わせるものとする。	全面書換え

	旧	新	備考
第3項		乙は、入居者に関する情報を他に漏らしてはならない。ただし、入居者の住所又は転出入先に関する情報について、他の入居者、訪問客及び配達人に対しその案内に必要な範囲で示すことができる。	全面書換え
第79条第1項	<p>「本件施設」の維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、乙は、甲に対し、次の各号に掲げる「本件施設」の利用を許諾する。</p> <p>(1)「本件施設」を写真、模画、絵画その他の媒体により表現すること。</p> <p>(2)「本件施設」(ただし、「民間施設」を除く。)を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。</p> <p>(3)「本件施設」(ただし、「民間施設」を除く。)の内容を自由に公表すること。</p>	<p>「本件施設」の維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、乙は、甲に対し、<u>建築著作物としての「本件施設」</u>につき次の各号に掲げる利用又は変形を許諾する。</p> <p>(1)「本件施設」を写真、模画、絵画その他の媒体により表現すること。</p> <p>(2)「本件施設」(ただし、「民間施設」を除く。)を増築し、改築し、修繕し、模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。</p> <p>(3)「本件施設」(ただし、「民間施設」を除く。)の内容を自由に公表すること。</p>	
第2項	<p>乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、予め甲の許諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(1)「本件施設」(ただし、「民間施設」を除く。)の内容を公表すること。</p> <p>(2)「本件施設」(ただし、「民間施設」を除く。)に乙の実名又は変名を表示すること。</p>	<p>乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、予め甲の許諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(1)「本件施設」(ただし、「民間施設」を除く。)の内容を公表すること。<u>ただし、既に公表されている事項についてはこの限りではない。</u></p> <p>(2)「本件施設」(ただし、「民間施設」を除く。)に乙の実名又は変名を表示すること。</p>	
第83条第4項	<p>保険事故発生に起因して本契約が「新宿舍」の引渡し前に解除された場合には、甲は、「本件施設」の出来形相当部分の金額から乙の受け取った保険金額を控除した額を、出来形部分の対価として乙に支払うものとする。</p>	(削除)	
第84条	<p>甲及び乙は、本契約の実施に当たって疑義が生じた場合には、誠意を持って協議しなければならない。</p>	<p>甲及び乙は、<u>本契約に定めのない事項及び本契約の実施に当たって解釈に疑義が生じた事項</u>については、誠意を持って協議しなければならない。</p>	

国有財産有償貸付契約書

	旧	新	備考
第 14 条第 3 項	<p>乙は、貸付物件上に区分所有する建物を第三者に貸し付けようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。</p>	<p>乙は、貸付物件上に区分所有する建物を第三者に貸し付けようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。<u>又、当該建物がさらに転貸される場合には、転借人についても同様とする。</u></p>	
第 20 条	<p>第 4 条に規定する貸付期間が満了し、本契約の更新がされなかったとき又は前条の規定により契約が解除されたときは、乙は、甲乙協議の上定める原状回復等の措置を講じた上で、貸付物件を甲の指定する期日までに返還しなければならない。</p>	<p>第 4 条に規定する貸付期間が満了し、本契約の更新がされなかったとき又は第 18 条及び前条の規定により契約が解除されたときは、乙は、甲乙協議の上定める必要な措置を講じた上で、貸付物件を甲の指定する期日までに返還しなければならない。</p>	